

小児科専門医試験 受験出願指導の最重要点

2024.10.26
日本小児科学会 試験運営委員会
関口 進一郎

受験回数の制限

受験できるのは**研修修了から5年以内**です

再試験

- 研修修了から受験までの猶予期間
研修修了から5年以内の受験が可能である。

日本専門医機構：専門医認定試験指針，2023年7月21日

専門医にゆ〜す No.20 暫定プログラム対象者の再試験規定の適応について（2023年3月1日）も
合わせてご覧ください

受験時期延期の申請

- 国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児などのために5年以内の試験受験が困難な場合
- 「受験時期延期申請書」を提出し、領域学会専門医委員会と当機構の専門医認定・更新委員会及び理事会の審査と承認を得る
- 有効期限を1年単位で延長することができる

受験出願指導における注意点

3. 受験出願

以下に示す受験出願書類をすべてそろえて、「5. 受験出願期間」内に小児科専門医試験出願用封筒^{*1}で学会へ（簡易）書留で送付する。

(1)～(5)、および(8)は学会ホームページから第4回小児科専門医試験〔機構認定プログラム制〕の書式をダウンロードして使用すること。書式は、必ず第4回のものを使用すること。受験出願書類に不備、不足等があった場合、受験を不可とする。

- (1) 受験出願書
- (2) 研修修了（見込）証明書：基幹施設から発行される
- (3) 症例要約指導証明書（オリジナルとコピー1部）
- (4) 症例要約・指定疾患チェックリスト（オリジナルとコピー1部）
- (5) 症例要約
- (6) CD-R（症例要約を保存）
- (7) 学会が指定する医学誌への論文掲載証明
- (8) 論文チェックリスト
- (9) 小児科（専門医/専攻医）臨床研修手帳
- (10) 受験票他受領用封筒（定型長形3号封筒に94円切手貼付、受験者住所・氏名を明記すること）
- (11) 会員歴証明書
- (12) 医師免許証のコピー（縮小可）
- (13) 臨床研修修了登録証のコピー（厚生労働省から交付される）^{*2}
- (14) 受験料の郵便振替払込金受領証のコピー（受験料の振替払込が確認できるもの）

第4回（2024年度）小児科専門医試験〔日本専門医機構認定プログラム制〕告示より

書類の不備による受験不可をゼロにしたい

・ 2024年度小児科専門医試験 受験予定者 635名

・ 書類の不備で受験が認められなかった 16名

受験不可例を
いくつかご紹介します

①研修修了（見込）証明書の様式が異なる

HOME > 小児科専門医 > 小児科専門医【新規】 > 第4回（2024年度）小児科専門医試験（日本専門医機構認定プログラム制）関係

小児科専門医

第4回（2024年度）小児科専門医試験（日本専門医機構認定プログラム制）関係

2017年度以降に研修を開始した方を対象としています。2016年度以前に研修を開始した方および他の基本領域学会の専門医をその学会独自の制度で取得済みの方ダブルボードの取得を目指す方は【旧制度】をご覧ください。

第4回（2024年度）小児科専門医試験（日本専門医機構認定プログラム制）を次の通り実施します。各種手続き、出願書類作成の詳細については、必ず告示および専門医にゆへずNo17をご確認ください。

なお、告示に該当しないものについては、受験が不可となりますのでご注意ください。

日本小児科学会では日本専門医機構が認定した感染管理、医療倫理、医療安全に関する講習会は受験資格の必須項目です。必ず研修期間内に受講してください。

研修期間を延長される場合はプログラムの変更（研修期間の変更）になります。プログラムの変更の手続きは、プログラム統括責任者から出願前にご提出いただく必要があります。

https://www.jpeds.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=78

公認代理人
日本小児科学会
Japan Pediatric Society

書類の様式が合っているか
ご確認ください

（七）第2号様式（第4回）【日本専門医機構認定プログラム制】

研修修了（見込）証明書【プログラム制】

（西暦）20 年 月 日

私は小児科研修開始時にプログラム制で登録した専攻医です。

受験者氏名： _____

プログラム統括責任者として下記を証明する。

- 上記の者は小児科専門医研修プログラムに従った研修（初期臨床研修を除く）を当基幹施設および連携施設において「A」のとおり修了（見込）すること。
- 臨床研修手帳の記載が「B, C, D」のとおりであること。
- 提出する症例要約は「A」に示す小児科専門医研修期間内に当基幹施設および連携施設で受験者自ら診療に携わった症例であること。

プログラム統括責任者署名^{※1}： _____
（注）学会に登録されたプログラム統括責任者以外が署名することはできません。

（七）第2号様式（第4回）【日本専門医機構認定プログラム制】

研修修了（見込）証明書【プログラム制】

（西暦）20 年 月 日

私は小児科研修開始時にプログラム制で登録した専攻医です。

受験者氏名： _____

プログラム統括責任者として下記を証明する。

- 上記の者は小児科専門医研修プログラムに従った研修（初期臨床研修を除く）を当基幹施設および連携施設において「A」のとおり修了（見込）すること。
- 臨床研修手帳の記載が「B, C, D」のとおりであること。
- 提出する症例要約は「A」に示す小児科専門医研修期間内に当基幹施設および連携施設で受験者自ら診療に携わった症例であること。

プログラム統括責任者署名^{※1}： _____
（注）学会に登録されたプログラム統括責任者以外が署名することはできません。

異なる様式で作成された書類は
認められません

こちらは「旧制度」の様式です

(七)第2号様式(第17回)【旧制度】

研修修了(見込)証明書

(西暦) 20 年 月 日

受験者氏名:

指導責任医として下記を証明する。

1. 上記の者は小児科専門医研修カリキュラムに従った研修(初期研修を除く)を当研修施設および関連施設において「A」のとおり修了(見込)すること。
2. 臨床研修手帳の記載が「B」のとおりであること。
3. 提出する症例要約は下記研修期間内に当研修施設および関連施設で受験者自ら診療に携わった症例であること。

指導責任医署名^{※1}:

注) 学会に登録された指導責任医以外が署名することはできません

②研修修了(見込)証明書に 受験者氏名が記載されていない

(七)第2号様式(第4回)【日本専門医機構認定プログラム制】

研修修了(見込)証明書

受験者氏名の記載がない!

(西暦) 20 年 月 日

私は小児科研修開始時にプログラム制で研修中に専攻医です。

受験者氏名:

プログラム統括責任者として下記を証明する。

1. 上記の者は小児科専門医研修プログラムに従った研修(初期臨床研修を除く)を当基幹施設および関連施設において「A」のとおり修了(見込)すること。
2. 臨床研修手帳の記載が「B, C, D」のとおりであること。
3. 提出する症例要約は「A」に示す小児科専門医研修期間内に当基幹施設および関連施設で受験者自ら診療に携わった症例であること。

プログラム統括責任者署名^{※1}:

注) 学会に登録されたプログラム統括責任者以外が署名することはできません。

③プログラム統括責任者でない先生 による署名

(セ)第2号様式(第4回)【日本専門医機構認定 プログラム制】

研修修了(見込)証明書【プログラム制】

(西暦)20 年 月 日

私は小児科研修開始時にプログラム制で登録した専攻医です。

受験者氏名:

学会に登録されたプログラム統括責任者でない先生が署名している!

受けた研修(初期臨床研修を除く)を当基幹施設および連携施設で受けたこと。
研修中に当基幹施設および連携施設で受験者自ら診療に携わったこと。

プログラム統括責任者署名^{※1}:

(注)学会に登録されたプログラム統括責任者以外が署名することはできません。

(セ)第2号様式(第4回)【日本専門医機構認定 プログラム制】

研修修了(見込)証明書【プログラム制】

(西暦)20 年 月 日

私は小児科研修開始時にプログラム制で登録した専攻医です。

受験者氏名:

学会に登録されたプログラム統括責任者でない先生が署名している!

受けた研修(初期臨床研修を除く)を当基幹施設および連携施設で受けたこと。
研修中に当基幹施設および連携施設で受験者自ら診療に携わったこと。

押印もお忘れなさいませんように...

プログラム統括責任者署名^{※1}:

(注)学会に登録されたプログラム統括責任者以外が署名することはできません。

小児科専門医

HOME > 小児科専門医 > 研修施設/基幹施設(指導責任医/プログラム統括責任者) > 研修施設/基幹施設

小児科専門医概要

小児科専門医【新規】

小児科専門医【更新】

認定小児科指導医【概要・新規】

認定小児科指導医【更新】

専門医にゆへず/これまでのお知らせ等

Q&A よくある質問

研修施設/基幹施設(指導責任医/プログラム統括責任者)

研修施設/基幹施設

(新制度) 基幹施設

基幹施設一覧(プログラム統括責任者は2023年12月26日現在)

(注)

- 登録状況は随時変更となることがございますのでご注意ください。最終的な確認はプログラム統括責任者にお尋ねください。
- カリキュラム制を含むプログラム冊子は、日本専門医機構専攻医システムから確認できます。詳細は各基幹施設にお問い合わせください。

[プログラム統括責任書の方へ](#)



④研修期間の不足

研修実績をご確認ください

A. 専門研修プログラムに基づく研修実績

小児科専門研修 の研修期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日		
基幹施設名			
ローテーション順に研修期間、研修施設名、所在地の都道府県名を記入してください ^{※2} 。			
順番	研修期間	研修施設名	都道府県
1	20 年 月 日～20 年 月 日		
2	20 年 月 日～20 年 月 日		
3	20 年 月 日～20 年 月 日		
4	20 年 月 日～20 年 月 日		

基幹施設のための研修になっていませんか？

3年間以上の研修期間となっていますか？

研修開始時の予定を変更して研修した場合にはとくに注意が必要です

⑤講習会の受講歴が足りない

①研修期間内に ②機構認定の講習会を

D. 感染管理、医療倫理、医療安全に関する講習会の受講履歴

A の小児科専門研修の研修期間内に日本専門医機構が認定した講習会を受講すること。

日本小児科学会 JPS 専門医オンラインセミナーでも可

領域	日付	開催場所	講習内容
	承認番号		
感染対策	20 年 月 日		
	No.		
医療倫理	20 年 月 日		
	No.		
医療安全	20 年 月 日		
	No.		

臨床研修手帳（第3版 p.84、第4版、第5版は p.100）を参照のこと。臨床研修手帳には受講証の原本またはコピーを貼付すること（縮小可）。JPS オンラインセミナーの承認番号は不要。開催場所がオンラインの場合はその旨記載すること。

D. 研修期間内に受講した感染対策、医療倫理、医療安全に関する講習会の受講履歴（日本専門医機構の承認を受けたものに限る。ただし、学会の JPS オンラインセミナーも可）
感染対策、医療倫理、医療安全に関する講習会の受講に関して、承認番号（JPS オンラインセミナーの場合は不要）、日付、場所および講習内容を記載する。受講証明書（原本もしくはコピー）は臨床研修手帳に貼付する。

第4回（2024年度）小児科専門医試験〔日本専門医機構認定プログラム制〕告示より

プログラムを修了するまでに講習会を受講するか、オンラインセミナーを視聴する

⑥症例要約の告示違反

× 外来症例が 4 症例以上ある

5. 症例要約

1. 目的

研修期間中に小児科学全般にわたる疾患を大きな偏りなく受け持って診療に従事したか否かを評価する。また、受け持った症例の病歴を要領よくまとめる能力の有無を評価する。

2. 症例の選択

- 1) 受験者が研修修了（見込）証明書で証明された研修期間中に基幹施設、連携施設および関連施設で自ら診療に携った 30 症例の入院症例とする。なお、30 症例中 3 症例までは外来症例でもよい。診療に携ったか否かは、診療録に受験者の名前と受験者による診察内容が電子カルテであれば最終確定された診療録に記載されていることにより判定する。ただし初期臨床研修期間の症例は含めない。
- 2) 疾患の種類は「小児科医の到達目標」に示す各分野の疾患に出来るだけ偏りなく分布することが望ましい。次に示す (1)～(10) の各分野には、異なる疾患で少なくとも 2 症例（内、別添 3-1 の指定疾患リストから 1 疾患以上）を含むことが必要である。

× 同じ疾患の症例要約が複数ある

5. 症例要約

1. 目的

研修期間中に小児科学全般にわたる疾患を大きな偏りなく受け持って診療に従事したか否かを評価する。また、受け持った症例の病歴を要領よくまとめる能力の有無を評価する。

2. 症例の選択

- 1) 受験者が研修修了（見込）証明書で証明された研修期間中に基幹施設、連携施設および関連施設で自ら診療に携った 30 症例の入院症例とする。なお、30 症例中 3 症例までは外来症例でもよい。診療に携ったか否かは、診療録に受験者の名前と受験者による診察内容が電子カルテであれば最終確定された診療録に記載されていることにより判定する。ただし初期臨床研修期間の症例は含めない。
- 2) 疾患の種類は「小児科医の到達目標」に示す各分野の疾患に出来るだけ偏りなく分布することが望ましい。次に示す (1)～(10) の各分野には、異なる疾患で少なくとも 2 症例（内、別添 3-1 の指定疾患リストから 1 疾患以上）を含むことが必要である。

× 1 症例だけの分野がある

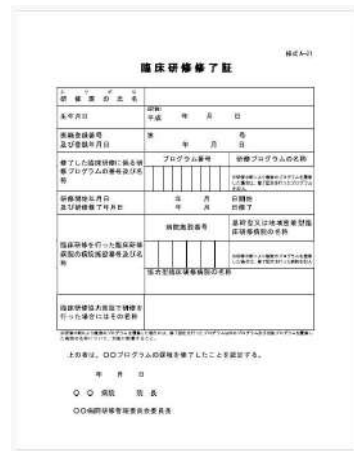
5. 症例要約

1. 目的

研修期間中に小児科学全般にわたる疾患を大きな偏りなく受け持って診療に従事したか否かを評価する。また、受け持った症例の病歴を要領よくまとめる能力の有無を評価する。

2. 症例の選択

- 1) 受験者が研修修了（見込）証明書で証明された研修期間中に基幹施設、連携施設および関連施設で自ら診療に携った 30 症例の入院症例とする。なお、30 症例中 3 症例までは外来症例でもよい。診療に携ったか否かは、診療録に受験者の名前と受験者による診察内容が電子カルテであれば最終確定された診療録に記載されていることにより判定する。ただし初期臨床研修期間の症例は含めない。
- 2) 疾患の種類は「小児科医の到達目標」に示す各分野の疾患に出来るだけ偏りなく分布することが望ましい。次に示す (1)～(10) の各分野には、異なる疾患で少なくとも 2 症例（内、別添 3-1 の指定疾患リストから 1 疾患以上）を含むことが必要である。



⑧出願書類の原本がない

受験出願書、研修修了（見込）証明書、症例要約指導証明書、症例要約・指定疾患チェックリストの**コピーだけが届く**

⑨受験料の振替払込がない

4. 受験料 30,000 円 (税込)
指定の口座に納入すること。
郵便振替 口座番号 00100-0-706027 日本小児科学会専門医
納入された受験料は、いかなる事由でも返還しない。

受験不可にはなりませんが...

症例要約 指導証明書

下記の症例要約は当施設において受験者自ら診療に携わった症例であることを指導医として証明する。

受験者氏名			
症例番号	基幹施設名 (所属のプログラム)	受持期間(西暦) 例) 2012.4.1~2012.5.31	診断名(第一)
1		~	
2		~	

症例要約指導証明書と
症例要約とで**受持期間**
の記載が一致しないこ
とがしばしばあります。

事務局から確認の連絡
を差し上げるケースは
減点の対象となります。

小児科専門医 申請用症例要約

症例番号	1	分野番号		☐ 入院症例	☐ 外来症例	転帰 ☐ 治癒 ☐ 軽快 ☐ 不変 ☐ 増悪 ☐ 死亡		
受験者氏名			患者ID					
受持期間	(西暦)	年	月	日	~	年	月	日
受持時 患者年齢	歳	ヵ月	日	患者性別	☐ 男	☐ 女		
家族歴、妊娠・分娩歴、既往歴:								

書類の不備による受験不可を防ぐために



おねがい

出願書類提出前に

- 必要な書類が揃っているか
- 記載が正しいか

ご確認ください

* 封筒の色は制度によって異なります

- 小児科専門医試験の告示(実施要領、実施細則)をご確認ください

- 学会のウェブサイトから適切な様式のWordファイルをダウンロードして書類を作成させてください(様式は年度ごとに変更されます)

- 出願書類の内容を指導医*がひとりに確認していただくと書類の不備を予防できます

*プログラム統括責任者である必要はありません

小児科専門医試験【日本専門医機構認定プログラム制】出願書類確認事項

実施要領を熟読の上、提出前に必ずチェックしてください。
提出書類に不備があった場合、受験不可となります。

確認事項	確認事項	確認事項
受取書	臨床研修修了登録日の欄には、臨床研修修了登録証の医師登録番号の上の付号を記入した。	✓
研修修了(見込)証明書	研修修了は学会認定の基幹施設(基幹施設および関連施設を含む)において研修を満了している。 専門医研修修了3年以上(2年間の短期研修修了を含む) うち基幹施設での研修は6か月以上、関連施設での研修は原則として3か月以上が必要 基幹施設(連修施設および関連施設)が学会に登録されていることを確認した。 研修修了時(修了日の日付)に学会に登録されているプログラム統括責任者の署名(署名と捺印がある)。 研修修了後における研修は、必要に応じて行う。 Cの臨床研修手帳は、指導医評価を研修手帳から転記した。 Dの講習会は、日本専門医機構が認定した講習会であり、研修期間中に受講した受講履歴を記入した。 記入内容(受取書、研修修了(見込)証明書)は、指導医と一致している。 研修修了後(見込)証明書で記載された研修期間内である。 指導医自筆署名は事前に指導を受けた医師から署名用紙(署名用紙)に署名を捺印した。 指導医は自筆で記入し、署名、捺印をした。 指定施設に該当するものについてチェック欄に記入した。 加算施設研修修了の証明は必ず行っている。 受験者本人の記入と署名、指導医の署名(「第1施設」欄に指導医の署名を記入する)は、必ず	✓